

松子第 940 号
令和 3 年 8 月 13 日

保護者 様

松前町長 岡本 靖
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に伴う家庭保育の御協力及び
保育料の減免について (お願い)

平素、保護者の皆様には、当町の福祉行政に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、松前町立保育所では、感染予防対策に努めながら保育の提供を行っているところですが、愛媛県内でも感染者が相次いで確認されており、警戒レベルが感染対策期に移行されたことから、保育施設においても感染拡大を防止する必要があります。

つきましては、保護者の皆様には、当面の間、御家庭での保育が可能である場合は、登園を控えていただきますようお願いいたします。保育が必要な方は、手洗いや咳エチケットの徹底等の感染予防対策に努めた上で、引き続き各施設を御利用ください。

なお、期間中、家庭保育により登園を控えていただいた場合には、控えた日数に応じて保育料を減免いたします。減免の取扱いは、別紙を御確認ください。

〒791-3120

愛媛県伊予郡松前町大字筒井 710 番地 1

(松前町総合福祉センター 2 階)

松前町子育て・健康課 保育幼稚園係

担当：戸井田・中嶋・鷺尾

TEL : 089-985-4116 (直通)

(別紙)

家庭保育に御協力いただいた場合の保育料について

1 減免の対象

- 松前町内に在住し、町立保育所を利用する0～2歳児のお子さん（保育料が無償化されていないお子さん）の保護者のうち、新型コロナウイルス感染症に伴う家庭保育に御協力いただき、登園を控えた方の保育料が対象です。
- 減免の対象期間は、令和3年8月11日から当面の間です。
- 3～5歳児は、幼児教育の無償化により保育料が0円のため、減免の対象となりません。
- 病気（発熱、風邪、インフルエンザ、その他感染症等）を理由に登園しなかった場合も、対象とします。
- 利用予定でなかった日（私的な旅行や普段利用していない曜日等）は、減免の対象外です。
- 給食費、時間外保育料及びその他の費用については、日割りによる減免の対象外です。
- 松前町外に在住している方は、お住まいの自治体に御確認ください。

2 減免の流れ

- ①一旦、通常どおり保育料をお支払いいただきます。
- ②登園を控えた日数に応じて、25日を基礎として保育料を日割り計算し、減免後の保育料を町が決定します。
- ③町から保護者に、準備が出来次第、減免による差額を還付します。
※還付は、保育料の引落口座への振込により実施します。口座登録がない方には、別途、振込口座を調査いたします。